

琵琶湖森林づくり基本計画

2005~2020(H17~H32) 概要版

【2016.3改訂】

滋賀県

琵琶湖森林づくり条例

平成16年4月施行

すべての県民が森林づくりに主体的に参画し、長期的な展望に立ち、その多面的機能が持続的に発揮されるよう緑豊かな森林を守り育て、琵琶湖と人々の暮らしを支えるかけがえのない滋賀の森林を健全な姿で未来に引き継ぐことを決意し、「琵琶湖森林づくり条例」を施行しました。

目的

森林の多面的機能(水源かん養、県土の保全、木材等の供給など森林の有する多面にわたる機能)の持続的発揮

琵琶湖の保全および県民の健康で文化的な生活の確保に寄与

琵琶湖森林づくり基本計画

(2005(H17)
~2020(H32))

条例の理念の実現に向け、50年、100年先も展望しつつ施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として“琵琶湖と人々の暮らしを支える森林づくりの推進”を基本方向とする「琵琶湖森林づくり基本計画」を策定しました。

基本方向

琵琶湖と人々の暮らしを支える森林づくりの推進

基本方針

- 森林の多面的機能の持続的発揮に重点をおいた森林づくり
- 県民全体で支える森林づくり

基本施策

- (1)環境に配慮した森林づくりの推進
- (2)県民協働による森林づくりの推進
- (3)森林資源の循環利用の促進
- (4)次代の森林を支える人づくりの推進

両輪で展開する森林づくり

木材生産を中心とする林業の振興

間伐等の森林整備、林道などの基盤整備
林業担い手対策、県産材の利用等

治山等の防災事業・病虫獣害対策

従来事業で実施

「環境重視」と「県民協働」という
新たな視点に立つ

琵琶湖森林づくり事業

琵琶湖森林づくり県民税を活用して実施

基本計画見直しの趣旨

平成17年度を始期とし、平成32年度を目標年度とする琵琶湖森林づくり基本計画を策定し、森林の持つ多面的機能の持続的発揮に向けた滋賀の森林づくりに取り組んでいますが、近年、目的不明な森林の取得、二ホンジカ被害の増加、巨樹・巨木の保護、林地境界の不明瞭化などの新たな課題が顕在化してきました。

また、戦後造成された人工林が本格的な利用期を迎える中で、森林資源の循環利用を推進する必要があり、県産材の利用の拡大が求められています。

さらには、本県においても人口減少局面に入ったと推測されるなかで、本格的な人口減少に対応した地方創生の取組が必要となっています。

このような課題に対応するため、平成25年12月に滋賀県森林審議会に「水源林保全のための仕組みづくりについて」諮問し、平成26年9月に課題の解決に向けた新たな仕組みについて答申がなされ、これを受けて、平成27年3月に琵琶湖森林づくり条例の一部を改正しました。

今回、「水源林保全のための仕組みづくり」の答申と琵琶湖森林づくり条例改正の内容を反映させ、新たな課題に的確に対応するため、基本計画の見直しを行いました。

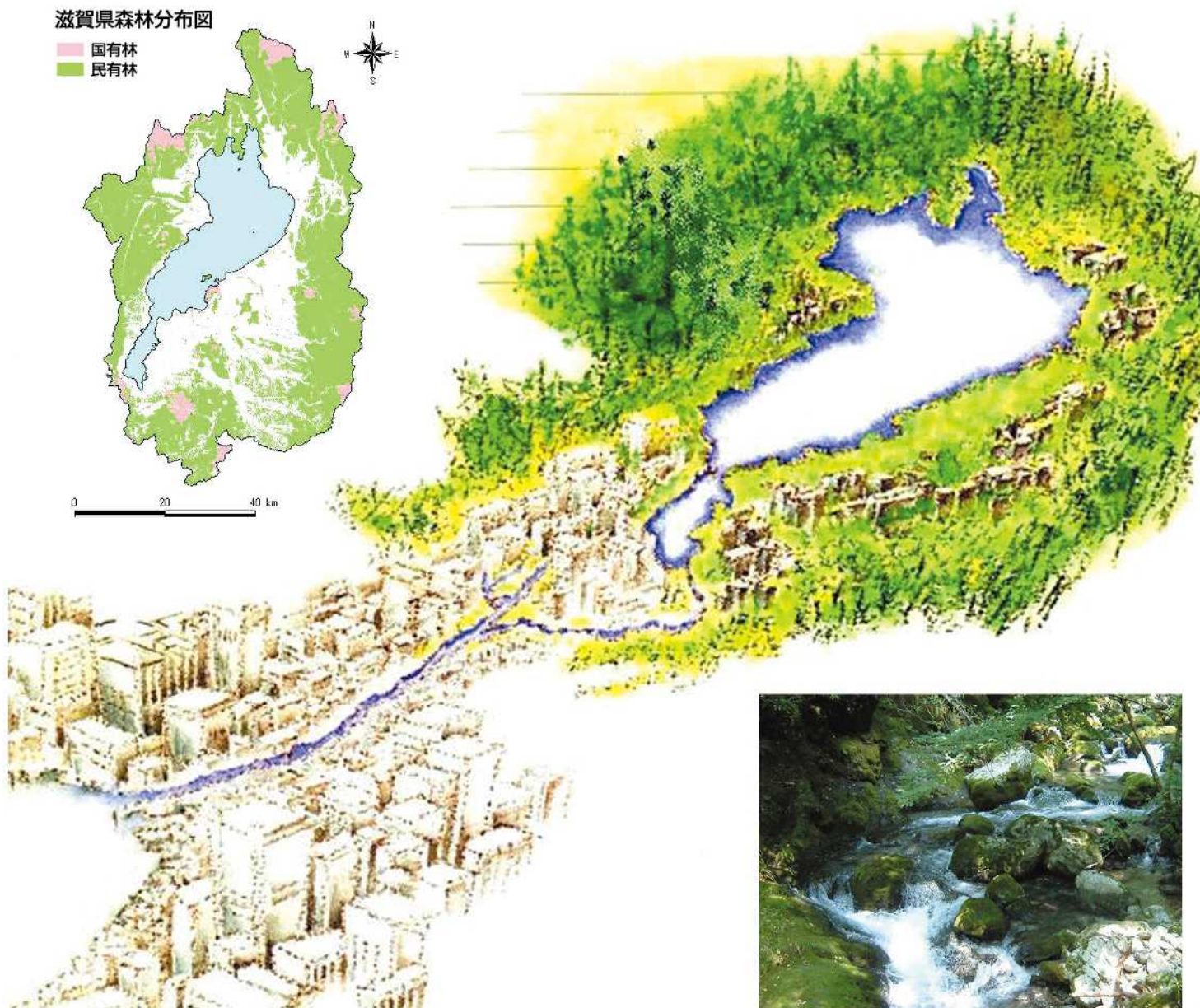
これからも引き続き、緑豊かな森林を守り育て、琵琶湖と人々の暮らしを支えるかけがえのない滋賀の森林を健全な姿で未来に引き継いでいけるよう、県民と一体となって森林づくりに取り組みます。

滋賀県森林分布図

■ 国有林
■ 民有林



0 20 40 km





環境に配慮した森林づくりの推進

(1) 琵琶湖の水源林の適正な保全・管理の推進

- 多面的機能の持続的発揮に向けた適正な森林の保全・管理の推進
- 琵琶湖保全再生法の施行にともない、環境に配慮した森林づくりを通じて琵琶湖の保全および再生に貢献



(2) 持続可能な森林整備の推進

- 森林資源の循環利用（「植える→育てる→使う→植える」というサイクル）により、適切な森林整備と将来に渡る森林の多面的機能の発揮を推進



(3) 生物多様性の保全に向けた森林づくりの推進

- 生物多様性が保全され、多様な動植物が生息・生育する豊かな森林づくりを推進



基本指標

区分	平成15年度 (計画策定時)	平成26年度 (現状)	平成32年度 (長期的な目標)
民有林に占める保安林面積の割合	33%	35%	38%
治山事業による保安施設整備面積(累計)	31,795ha	37,589ha	42,100ha
除間伐を必要とする人工林に対する整備割合	64%	56%	90%
下層植生衰退度3以上の森林の割合	—	20%	10%

注：県で実施している下層植生衰退度調査において「衰退度0」から「衰退度4」までの5段階に区分している被害程度のうち「衰退度3」は半数以上の森林で高木の後継樹が消失、傾斜地では約10%の森林で強度の土壌浸食が発生する衰退度。（この指標については5年後を目途に調査します。）

6年間の主な取組

生物多様性に富んだ

戦略1 環境に配慮した森林づくり推進プロジェクト

健全な水源林の育成と生物多様性の保全に取り組みます。

水源林の適正な保全・管理の推進

- 水源森林地域で土地の所有権移転等の情報を事前に把握し、適正な土地利用を推進
- 災害に強い森林づくりを推進
- 水源林保全巡視員の配置による森林被害の実態把握や巡視の強化
- 林地境界明確化の推進

持続可能な森林整備による森林吸収源対策の推進

- 森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう計画的な除間伐等を実施
- 伐採後の再造林など森林の適正な更新を図る取組を推進

生物多様性の保全に向けた森林づくりの推進

- 治山・林道工事に於いて生物多様性の保全に配慮した森林づくりを推進
- 市町等と連携した甲山の整備
- 増えすぎたニホンジカの生息密度を低減するため、多様な主体による捕獲の推進
- 巨樹・巨木等の貴重な生態系の恒久的な保全の取組
- 環境林等、多様な動植物が生息・生育する豊かな森林づくりの推進

6年間の取組目標

区分	平成26年度実績(現状)	平成32年度(目標)
除間伐等の森林施業を実施した森林の面積 注1	2,227ha	3,100ha
境界明確化に取り組んだ森林面積(累計)	1,023ha	7,000ha
ニホンジカの捕獲数 注2	14,374頭	16,000頭
生物多様性に配慮した治山・林道工事の箇所数	46箇所	75箇所



注1：除間伐等の森林施業を実施した森林の面積とは、森林を適切な状態に保つために実施する森林施業の面積。

注2：ニホンジカの捕獲数は平成25年度から平成29年度の目標値。以降、生息数を勘案して検討する。



県民の協働による森林づくりの推進

(1) 多様な主体による森林づくりへの支援

森林組合、地域、NPOなど多様な主体の参画による森林づくりへの取組を支援



(2) 県民の主体的な参画の促進

森林の多様な価値を発信し、森林・林業の情報を積極的に提供することにより、森林づくりへの県民の理解を深め、主体的な参画を促進



基本指標	区 分	平成15年度 (計画策定時)	平成26年度 (現状)	平成32年度 (長期的な目標)
	協定を締結して整備する里山の箇所数(累計)		0箇所	137箇所
	びわ湖水源のもりづくり月間の森林づくりへの参加者数	1,583人	11,845人	13,000人

6年間の主な取組

豊かな森林づくりの推進

戦略2 県民の協働による森林づくり推進プロジェクト

多様な主体による森林づくり活動を進めます。

多様な主体による森林づくりの推進

- 森林所有者自らが手入れできない森林について、多様な主体による森林づくりを推進
- 企業による森林づくりを促進するため、情報の提供や技術の指導を積極的に行い、その環境整備を推進
- 流域の森林づくりを考える会等が、地域の課題の検討やモデル的な取組を行う活動に対して支援

森林づくりへの新たな参画の促進

- 県民の森林づくりへの新たな参画を促進するため、滋賀の森林が生み出す多様な生態系サービスの価値を評価し、情報を発信
- 県民の森林づくりの関心を高め、新たな参画を促進するため、びわ湖水源のもりの日・びわ湖水源のもりづくり月間を中心に琵琶湖を守る森林の大切さを普及啓発するとともに、琵琶湖森林づくり事業の周知を促進



6年間の取組目標

区 分	平成26年度実績(現状)	平成32年度(目標)
活動をPRする森林づくり団体数(累計)	68団体	160団体
琵琶湖森林づくりパートナー協定(企業の森)締結数(累計)	23箇所	35箇所



森林資源の循環利用の促進

(1) 林業活動の活性化による森林資源の活用(川上)

林業活動を活性化させることで地域の振興を図るとともに、森林資源の活用により、森林の多面的機能の持続的発揮に貢献



(2) 県産材の流通・加工体制の整備(川中)

県産材の生産情報を一元管理するとともに、安定供給体制や加工体制を整備することにより、県産材の利用拡大を促進



(3) 県産材の有効利用の促進(川下)

公共施設や住宅などへの県産材の利用拡大を推進するとともに、地域でのエネルギー利用に向けた木質バイオマスの利活用の取組を推進



基本指標

区分	平成15年度(計画策定時)	平成26年度(現状)	平成32年度(長期的な目標)
県産材の素材生産量	38,000m ³	56,000m ³	120,000m ³

6年間の主な取組

県産材の安定供給

戦略3 森林資源の循環利用促進プロジェクト

森林資源の循環利用の促進による林業活動の活性化に取り組みます。

森林山村資源の活用による地域再生

- 地域特性に応じた作業システムを構築し作業の効率化を促進
- 林業の生産性向上や低コスト化を図るため、路網や作業土場等の整備を推進
- 自伐型林業による搬出間伐等の取組を推進
- 集約化施策を計画的に実施 ○未利用木質バイオマスの搬出利用を推進

県産材の流通体制の整備

- ニーズに即した原木供給など需給のマッチングを推進
- 地産地消を推進し、「びわ湖材」の産地証明の取組を推進
- 木材流通センターを核とした生産・流通体制を強化

県産材の有効利用による温暖化対策への貢献

- 木の良さや木材利用による温暖化対策への貢献をアピールすることにより、住宅や公共施設の木造・木質化の取組を促進
- 公共建築物の木造・木質化にあたり、「びわ湖材」を確実に供給する取組を推進
- 県産材加工施設や木質バイオマス利活用施設等の整備を推進
- 新たな利用方法などの調査研究や実用化に向けた取組を支援

6年間の取組目標

区分	平成26年度実績(現状)	平成32年度(目標)
びわ湖材を使用し整備した木造公共施設数	16施設	20施設
びわ湖材証明を行った年間木材量	32,109m ³	65,000m ³
木材流通センターとりまとめによる原木取扱量	10,012m ³	40,000m ³





次代の森林を支える人づくりの推進

(1) 森林所有者等の意欲の高揚

森林所有者・林業従事者に森林整備に関する情報の提供や技術指導を行い、自伐型林業を目指すなど意欲の高揚を促進



(2) 森林組合の活性化

森林経営の中核的な担い手となる組織体制の充実と人材の育成



(3) 森林環境学習の推進

森林の働きや重要性について、県民の理解を深め、森林づくりへの主体的な参加を促進



基本指標

区分	平成15年度 (計画策定時)	平成26年度 (現状)	平成32年度 (長期的な目標)
地域の森林づくりを推進する集落数	25集落	89集落	100集落
森林組合の低コスト施業実施面積	0ha	530ha	1,400ha

6年間の主な取組

給体制の確立

戦略4 次代の森林を支える人づくり推進プロジェクト

豊かな森林づくりと森林資源の循環利用の担い手育成に取り組みます。

森林資源の循環利用のための担い手づくり

- 森林施業プランナーや高性能林業機械オペレーターの養成
- 森林組合合併や組合加入率の向上を図るなど、経営や業務の改善に向けた取組を支援
- 林業労働者の育成や雇用の安定化のため研修や安定的な仕事の確保を支援

意欲ある林家・グループの育成

- 森林整備に意欲のある森林所有者等に森林整備に関する情報の提供や技術指導の実施
- 林業グループ等が自主的に行う森林の保全管理や資源利用等の活動に対して支援
- 森林山村を活性化する仕組みづくり

森林環境学習・林業体験学習の充実

- 森林環境学習「やまのこ」事業を着実に実施し、学校や地域の実態に応じた学習プログラムの一層の充実を促進
- 中学生を対象に「ウッド・ジョブ体感事業」として林業体験学習をモデル的に実施
- 木に触れながら育つ環境を整備する「ウッドスタート」などの活用により「木育」を推進



6年間の取組目標

区分	平成26年度実績(現状)	平成32年度(目標)
認定森林施業プランナー数	16名	30名
自伐型林業育成研修の開催数	4回	15回
乳幼児に向けた「木育」に取り組む市町の数	0	19市町

TPPへの対応(戦略3、戦略4 関連)

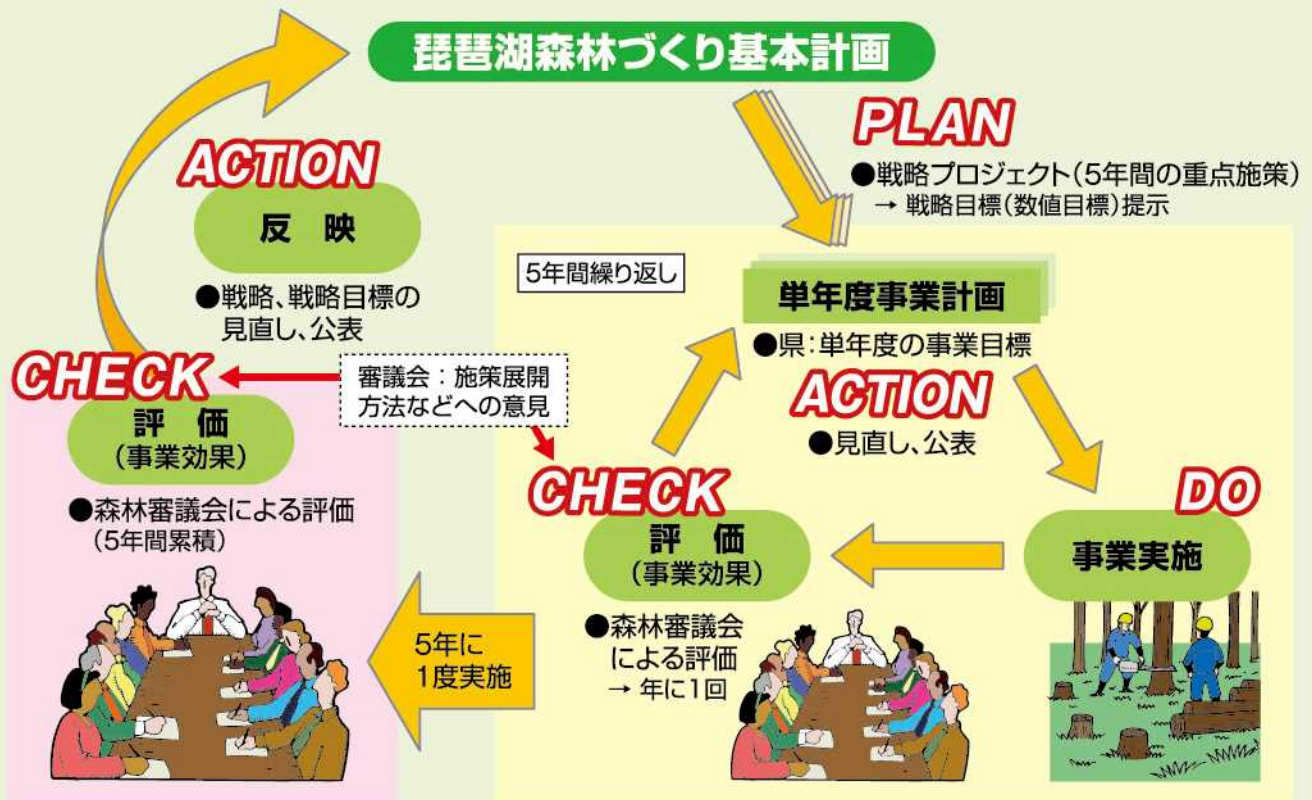
基本計画の推進体制

1 財源の確保

○平成18年度から、「琵琶湖森林づくり県民税条例」を施行し、新たな森林づくりを進めていくうえで、その負担について具体的な仕組みを構築。

2 進行管理と点検評価

- 「計画(PLAN)－実施(DO)－評価(CHECK)－反映(ACTION)」サイクルによる進行管理
- 毎年度、事業の進行状況を点検し、滋賀県森林審議会が事業の効果や施策の方向性を評価
- 5年ごとに戦略プロジェクトを見直し



3 実施状況の公表

○森林づくりの状況や県の森林づくりに関する施策の実施状況を、県の広報誌やホームページ等を通じて公表

～しがの森林・林業を考える～ **森林と人をつなぐ** “コミュニケーションサイト”
<http://www.pref.shiga.jp/d/mori/>



琵琶湖森林づくり基本計画

(2005～2020)【概要版】(2016.3改訂)

発行 平成29年2月
発行者 滋賀県琵琶湖環境部森林政策課
〒520-8577 大津市京町四丁目1-1
TEL: 077-528-3914
FAX: 077-528-4886
E-mail: dj00@pref.shiga.lg.jp



母なる湖・琵琶湖。
—あずかっているのは、滋賀県です。
このリーフレットは再生紙を使用しています。